



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 41(3), 149-156
Issue Date	1991-01-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16779">https://hdl.handle.net/2115/16779</a>
Type	other
File Information	41(3)_p149-156.pdf



## 北海道大学法学部法学会記事

○平成二年五月二五日(金)午後一時半より

「イギリス死刑裁判・エヴァンス事件について

——合理的な疑いを越えた証明・再考——」

報告者

渡部保夫氏

出席者

(北海道大学法学部教授)  
一六名

第一 エヴァンス裁判

一九五〇年一月一日、ロンドンの中央刑事裁判所で、チモシー・エヴァンス(二五歳)が娘ジェラルジン(一四か月)を謀殺したとの訴因で審理されることになった。主要な有罪証拠の二は、エヴァンスの警察官に対する自白調書であり、これによると、彼は、一九四九年一月八日の夜、自室で夫婦喧嘩のすえ妻を絞殺してその死体を建物の裏にある洗濯場に隠し、その翌々日、娘を絞殺しやはり死体を洗濯場に隠したという(本

件では、訴追側はエヴァンスが妻をも殺害したと信じていたが、

この点の訴追を見合わせていた)。有罪証拠の二は、事件当時、

エヴァンスと同じ建物の階下に居住していた、クリステイ夫妻

の証言であり、両証人は、事件発生の日の深夜、寝室で寝てい

たところ、上の方からドシンという音と重い物を動かすような

音が聞こえた、またエヴァンス夫妻はよく激しい喧嘩をしてい

たと証言した。さらに、警察官は、エヴァンスは警察に連行さ

れた後、二時間以内に任意に自白し、警察官の方で誘導したこ

とは一切なかったと証言した。これに対して、弁護人は、被告

人の無実を主張し、自白の信用性を争い、さらにクリステイ夫

妻および警察官に対して種々の反対尋問をし、さらにエヴァン

ズを証言台に立たせ、自分は無実であり、犯行はおそらくクリ

ステイの仕業と思うと証言させた。しかし、裁判官は有罪の示

唆を含む詳細な説示をし、陪審員は四〇分の評議で有罪の評決

をし、裁判官は死刑を宣告した。上訴も棄却され、請願を排斥

され、一九五〇年三月九日、エヴァンスは処刑された。

その三年後、エヴァンスとクリステイの住んでいた建物の一

階の台所(クリステイ夫妻の専用)の納戸の奥から、三人の若

い女性の絞殺死体、クリステイの居室の床下から、クリステイ

の妻の絞殺死体がそれぞれ発見され、さらに建物の裏庭の土中

から二人分の若い女性の白骨が発見された。クリステイは彼の妻を殺害したとの罪で裁判にかけられ、有罪の評決を受け死刑に処せられた。その裁判の公判で、クリステイは、エヴァンズの妻を含む以上の成人のすべてを殺害したことを認めたが、ただ、ジェラルジンの殺害だけを否定した。なお、二人の女性の白骨に関して、被害者の死体を一時的に、エヴァンズの妻や娘の死体が発見された「洗濯場」に隠していたことも告白している。イギリス政府はエヴァンズ裁判の誤りを認めていないが、おそらく誤判と

いってよいであろう。以上に引いて F. Tennyson Jesse, *Trial of EVANS and CHRISTIE*. 1957. ケネディ「処刑された被害者」(新庄哲夫訳、1961、新潮社) / G. Williams, *The Authentication of Statements to the Police*. *Crim. L. R.* 6-23 (1979)。

## 第二 合理的疑いを越えた証明・再考

一 エヴァンズ裁判の誤判の原因は、裁判官が有罪を示唆する説示をし、陪審員がこれに影響されて安易に有罪の評決をした点にあるであろう。

裁判官は、その主観においてエヴァンズの有罪であることに ついて合理的な疑いを越える証明があったと信じていたが、客観的には「合理的な疑い」がまだ残っていた。客観的に合理的

な疑いが残っていたということは、裏面からいうと、審理不尽の状態であったともいえる。従って、「審理を尽くさずして、合理的な疑いの有無を論ずるなかれ」といわなければならぬ。これは当然の理であるが、実際の裁判では、しばしばこのことが無視されるようである。

二 客観的には審理不尽であるのに、裁判官の主観で審理は尽くされていると考えてしまうと、誤判に陥りやすい。これを避けるためには、審理が尽くされたと明白にいい得ない限り、法廷に提出された証拠はすべてでないかも知れない」ということを念頭に入れる必要がある。

訴訟の理想として、訴追側と弁護側が互いに十分な準備をして、それぞれに有利な証拠を法廷に提出するため最大限の努力をすべきことが要請されている。しかし、現実理想どおりではない。弁護側に有利な証拠が提出されないでしまうことや、弁護人において訴追側の証拠の虚偽性を暴くことができないでしまうことや、訴追側の手元に無罪方向を示す証拠が埋もれたままであることすらある。

訴訟の現実を考えると、審理が尽くされたこと明白な場合を除き、「法廷に現れた証拠はすべてではない」ということを考慮に入れて——従って、法廷に提出された証拠を目一杯に評価

することをせず、とくに疑問をさしはさみうる種類の証拠（明白など）については、いくらかの割引評価をしたうえで、合理的な疑いを越えた証明があるかどうかを判断するべきではないか。裁判官がしばしば抱きがちな、「被告人が有罪かどうかについて、疑問がないわけではないが、法廷に現れた証拠からすれば有罪認定はやむをえない」という考え方は、誤判の原因になりやすい。わが国における過去の冤罪事件のいくつかでも、裁判官においてこのような考え方をした点に誤判の原因があったように思われる。

三 エヴァンズ事件で、弁護人は「大切なことは、合理的な疑いを越えて証明されることです」「皆さんの心の中に疑いが残り、今後安らかな眠りが妨げられるようであれば、有罪の評決をしてはなりません」「この被告人が有罪であることについて絶対に安心できるかどうかを心に問うてください」と弁論した。これに対し、裁判官は「合理的な疑いとは、言葉通りの意味です。空想的な疑い、途方もない疑い (fanciful, fantastic doubts) を考慮に入れるべきではない」「本件は重大事件であるが、あなたがたが家庭生活上の事柄や職業生活上の問題を考察すると同様本件について考察し、すべての証拠に耳を傾けたうえで、なんらかの現実的な、または合理的な疑問 (any

real or reasonable doubt) がもたれるかどうか」を考えるべきです」学識のある弁護人が述べた、将来あなたがたが間違った評決をしたかも知れないというような悪夢で安らかな夜を妨げられることがないようにという示唆によって驚かされてはなりません」「あなたがたが常識を用い、かつ、誠実に考慮をしたうえで、被告人の有罪について合理的な疑いがないという結論に達したならば、勇気をもって、かつ宣誓に従って有罪の評決をすべきです」と説示した。

なぜ、弁護人は右のような異例な表現を用いたのか。それは、弁護人としては証拠全体を熟慮した結果、やはりエヴァンズは無実であり、クリスティの仕業らしいと考えた、しかし、法廷でクリスティの仕業であることを示す証拠をあげることができなかった。換言するならば、根拠のある疑念を提出することができなかったが、「証拠全体に基づく直観」として疑問を禁じえなかったため、「将来、安眠を妨げるような危慮感」という表現で訴えたのであろう。

証拠についての疑問の態様・程度として、一方の極に、「具体的な根拠をあげうる疑い」があるとすると、他方の極に、「空想的な疑い、途方もない疑い (fanciful, fantastic doubts)」がある。その中間に「具体的な根拠をあげえないが、証拠全体

を熟慮したうえで直観的に抱きうる疑問」というべきものである。これも、「合理的な疑い」に含めて考えるべきであろう。本件の裁判官のいう「real or reasonable doubt」とは何を指すか明瞭ではないが、「具体的な根拠をあげうる疑い」のみを意味するとしたならば、それは正しくないであろう。この説示がそういう印象を陪審員に与えてしまった点に誤った評決をもたらした一因があるように思われる。わが国の冤罪事件のいくつかでも、弁護人が被告人の無罪を論証するために努力したが、具体的な根拠をあげてそれを示すことはできなかった。しかし、弁護人が誠心誠意、証拠全体を熟慮したうえで、やはり被告人は無実である、または疑問のある事件であると考えていたように思われる。それにもかかわらず、裁判官において、根拠のある疑いを提示していかないかという考えのもとに、有罪を認定してしまつたように思われる。ウイゲモアが、「合理的な疑問とは説明することが可能な疑問をいうという説示は、誤りである」「合理的な疑問とは、陪審員として適切な資質を有する者が誠実にすべての証拠を比照しかつ熟慮したうえで抱くであろう疑問のことである」(On Evidence. §2487)と述べているが、これも、右の中間的な疑いを合理的な疑いを含めてよいという考えであろう。なお、マコーミック「証拠」

第三版に「無罪の推定の原則は、あたかも被告人が本来的に無実であることを示唆する点でミスリーディングであり、科学的にいても不正確なものであるが、それにもかかわらずこの原則を説示することを廃止すべきではない。このような説示は、合理的な疑いを越えた証明の原則の説示と同様に、陪審員に対して、もし誤るならば、被告人の利益になる方向で誤るべしということを示す効果をもつものであり、(その意味で)特別な、かつ、おそらくは有益な示唆を与える意義をもつものである」と述べているが(八〇六頁)、この説示も、陪審員の直観に働きかけて、万一の誤つた有罪の評決を回避させることに役立つものであろう。

右のような「直観的な疑い」も合理的な疑いに含めてよいといつても、もちろん、何の手掛かりもない、空想に類する疑問までも、合理的な疑いに含めるべきではない。本件でも、弁護人は全くの根拠なしに疑問を提示したのではない。クリステイの証言とエヴァンズの証言(弁解)とを対比しながら、後者を信用してよいとする、または、後者を信用しうる余地のある理由を種々指摘していたのである。その意味で弁護人の提示した疑問は、単なる空想に類するものではなかった。

このような考えに対して、「直観」のような漠然としたしる

ものを裁判の場に持ち込むことはおかしいと反論する人もいるかも知れない。しかし、人間の思考力には限界があること、多くの証拠には不透明な部分があること（密室でなされる自白など）、裁判以外の社会生活においてもしばしば直観は重要な作用を発揮していることなどを考えると、そのような反論は正しくないであろう。合理的な疑いという概念は、もともと捕捉し難くかつ明確にし難い心の状態 (elusive and undefinable state of mind) なのである。

なお、こういう直観的な疑いの有無の判定に関しては、理論にとらわれやすい三人の職業裁判官よりも、二人の多様な生活経験を持つ素人の陪審員の方が優れた感覚を発揮することが多いであろう。

四 「合理的な疑い」の意味として、次の二通りが考えられる。

その一は、「合理的な思考をする人ならばだれでも疑いをさしはさまないほどに確実である場合にのみ有罪」という意味。この考え方をつきつめると、三人の裁判官（地裁、高裁）、あるいは五人または一五人の裁判官（最高裁）のうち、一人でも無罪を主張するならば、有罪にできないはずである。その二は、「合理的な思考をする人ならば通常抱くような疑いを越える証明がされたときに有罪にしてよい」という意味。この考えのもの

とでは、三人の裁判官のうち一人だけが疑問を抱き、他の二人が疑問を抱かないとするならば、前者の疑問は「通常抱くような疑問」ではないから、無視してよいことになる。わが国の実務はこの考えで運営されているように思われる。しかし、こういう考えは、「疑わしきは被告人の利益に」「二〇人の犯人を逃すとも、一人の無実者を罰するなかれ」の原則に反するものであろう。

五 「合理的な疑いの有無」という基準を、数量的なもので把握できるか。次のようなもので代置できるように思われる。a

通常人が二〇人いても、誰もが疑いをさしはさまないほどに確実である場合。b 通常人が一二人いても、誰もが疑いをさしはさまないほどに確実である場合 (アメリカの陪審)、c

通常人が一二人いて、そのうちの二〇人までは疑いをさしはさまないほどに確実な場合 (現在のイギリスの陪審)、d 職業裁判官数人がいて、その過半数が疑いをさしはさまない程度に確実である場合 (わが国の上告審では時々、多数決で有罪が支持される)、e 十分な在野経験を有する優秀な裁判官三人の全員一致で有罪と判断した場合 (グランヴィル・ウィリアムズは、これなら陪審裁判よりも信頼できるという)。熊本典道氏が「(有罪には)きわめて高度の証明が必要である……この点に

開して、三人の裁判官のうち無罪を信ずる者が一人あつても、有罪としてよいとするのは、疑わしきは被告人の利益に從うという原則に反しないであろうかという平野博士の問題提起も重要である（「刑事訴訟法論集」）といわれるが、これもeの基準を示唆するものである。望まれる運用としては、数人の裁判官の一人でも有罪に躊躇した場合には、軽々に有罪を認定すべきではないであろう。裁判官の中には「有罪無罪の判断に迷った場合には弁護士がどのように考えているか」を考慮する人がいるが、これも一つの正しい感覚であろう。

六 さきに「審理を尽くさずして、合理的な疑いの有無を論ずるなかれ」と述べたが、「審理が尽くされた」とは、カール・ペータース教授などが指摘している、次のような心証の状況を意味するであろう。まず有罪証拠の各個について厳密な検討をして、各個の証拠の証明力とその限界を確認すること、それぞれの証拠の誤謬可能性について十分な吟味をすること、供述については証言心理学的基礎に照して信用性を判断すること、数個の証拠が符合しているからといって安易に信用せず、人為的に符合させられた可能性の有無を必ず検討すること、供述史の検討が必要であること、自白については、その内容と客観的な証拠との合致を検証するだけでなく、自白の動機と原因を十分

に検討すること、証拠と証拠との間隙を解釈や推認などによって安易に埋めずめることを避けること、証拠の一面的な評価を避けることなどによって、何人にも異論のない確実な事実認定、つまり、他の裁判官によつても的確に追検証 (Nachprüfbarkeit) されうるような事実認定の基礎を確定すること (Peters, Strafprozess. 4. Aufl. 1985, s. 298ff. [301] ペータース「自由心証の限界」宮沢浩一訳・ジュリスト五五四号) である。審理が尽くされておらず、重要な証拠に不透明な部分があるのに、裁判官の自由心証で有罪と断定してしまうやり方は、「恣意と専断に門戸を開く」もので、誤判の原因となるであろう。

さて、理論と実践とは必ずしも一致しない。裁判官が右のような客観的心証形成の理論を正しいと考えても、実際にエヴァンス事件のような事件に直面した場合、常に必ず無罪を示唆する説示をするであろうか、という疑問は残るであろう。ただし、イギリスではその後、死刑制度を廃止し、上訴理由を拡大し、さらに捜査官において被疑者を尋問する場合には終始テープ録音をすること、当番弁護士制度を導入して、被疑者が要求すれば、直ちに弁護士が駆けつけてきて被疑者の相談に応じ、かつ尋問に立会うこと、そういういろいろな制度を確立した。従つて、今後はエヴァンス処刑のような悲劇は起こらないであろう。

〔文献〕 田村豊「無罪の推定における合理的疑の意義について」  
・法律時報二七・六、柳原嘉藤「無罪の推定の法理」・司法研  
修所十周年論集下巻、鴨「刑事証拠法」(昭五七)第三章など

○平成二年六月二日(金)午後一時半より

「戦後アメリカ保守政治の展開」

報告者

古 矢 旬 氏

出席者

二六名

(北海道大学法学部教授)

一九八〇年のアメリカ大統領選挙は、アメリカ政治史に大きな画期をもたらした。レーガンの当選は、明確にイデオロギイ的な保守政権の登場を意味し、ニューディール以来の政治システムに大きな変化を惹き起こすこととなった。本報告は、このような政治変化の原因を、戦後アメリカ政治史の文脈のうちに探ろうとしたものである。

第二次世界大戦後、一九八〇年代までにアメリカの連邦政治は、幾度かの「保守」の隆盛を見てきた。一九五〇年代のマッカーシイズムに始まり、六〇年代の共和党の右傾化とゴールドウォーターの台頭、さらにニクソン政権の登場などである。しかしこれらの「保守化」は、いずれの場合も連邦政策の体系的

変更を帰結することなく、結局のところニューディール・リベリズムの執拗な持続性を逆証する結果に終わってきたといえる。であるとするならば、なぜ八〇年代のレーガンだけは保守的リーダーとして政治的成功を収めたのであろうか。

そこにはむしろ大衆政治家としてのたぐいまれな政治的資質や魅力が働いていたことはいうまでもない。また、一九七〇年代末のカーター民主党政権下におけるアメリカ経済・外交の破綻という客観情勢に恵まれたことであろう。さらには、レーガンの保守的経済政策のアジェンダを基礎付ける経済思想・学説の興隆が幸いしたこともある。こうした諸事情を含んだ上で、本報告は八〇年代以前の保守主義的政治運動の発展とその蓄積とに焦点を当て、レーガン政権の登場の政治的背景の理解に努めた。

こうした視角からみて、とりわけ注目されるのは、一九六四年の大統領選挙におけるゴールドウォーター支持運動である。後のレーガン政権登場にあたり選挙運動の主軸を担った多くは、この時のゴールドウォーター支持運動を自らの政治活動の出発点としている。レーガン自身がこの時のゴールドウォーター支持演説によって初めて全国的に注目された。また、この時の選挙運動において、初めて後のレーガン当選に大きな役割

を果たしたダイレクト・メールなどの選挙戦術が試みられている。こうして萌芽をみた新しい保守政治にとって、六〇年代末から七〇年代にかけての時期は、人材の面からも政治技術の面からいけば熟成期間であったといえよう。

しかしゴールドウォーター支持運動は、後のレーガン支持運動では見逃すことのできない、大衆の熱狂を欠いていた。保守的な政治的メッセージを広範な民衆に伝え、ポピュリスト的な支持基盤を掘り起こしていった点で注目には値するのは、ゴールドウォーターらの共和党員よりは、むしろジョージ・ウォレスに率いられた南部民主党員であった。六〇年代末から七〇年代初頭、ウォレスは独立の第三政党を組織し、人種問題をてこにして、南部から北部の白人下層中産階級へとその支持基盤を拡大していった。

ゴールドウォーター支持運動に発したいわゆる「新右翼」のうちには、保守的主張の伝達者としてウォレスの大衆性に注目するものも現れた。一九七六年大統領選挙を前にして、そのうちからレーガン・ウォレスの保守的な第三党チケットを模索する動きも生まれた。実ることがなかったとはいえ、こうした政治的実験の積み重ねの中から、八〇年のレーガンのより洗練されたポピュリスト的アピールが生み出されたことは疑いなし

い。

このように本報告は、政治運動の継続と累積の効果という側面から八〇年代レーガン政権の登場を理解しようとした。この成果をふまえて、さらに八〇年代アメリカ保守政治の展開過程をブッシュ政権の登場に至るまで、検討することが今後の課題となろう。